（質量確定に使用する計量器）

第四条　特貨則第一条の二の三第一項第一号の告示で定める計量器は、次の各号に掲げる計量器とする。

一　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ（1）又は（2）で定める非自動はかりであって、次のいずれかに該当するもの

イ　計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項各号に掲げるもの

ロ　イ以外の計量器であって、計量法第二十四条第一項の定期検査済証印又は同法第二十五条第三項の表示及び検査をした年月が付されているもの

二　前号以外の計量器であって、計量器の製造、販売若しくは修理の事業を行う者が点検及び調整したもののうち当該計量器の器差が五パーセント以内であることを当該事業者が保証したもの又は計量器を管理する者が定期的に点検及び調整したもののうち当該計量器の器差が五パーセント以内のもの

（個別の質量の計量）

第五条　特貨則第一条の二の三第一項第二号の規定によりコンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量を個別に計量するときは、前条各号のいずれかに該当する計量器を使用するものとする。

2　次の各号に掲げるコンテナ及び貨物等については、個別に質量を計量することを要しない。

一　表面に正確な質量が明確かつ容易に消滅しない方法で付されているコンテナ

二　契約書等において、正確な質量が明確に示された貨物等（仕様について、契約書等の内容との間に軽微な相違があるものを含む。）

三　貨物ユニットに収納されている貨物等であって、その表面に正確な質量が明確かつ容易に消滅しない方法で付されているもの

四　その他質量の計量を要しないものとして国土交通大臣が認める貨物等

（届出）

第六条　コンテナの荷送人等は、自ら質量確定を行おうとするときは、質量確定の業務を開始する日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、国土交通大臣が定める者にあっては、各号の記載の一部を省略することができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び法人番号

二　質量確定の業務を行う事業所の名称及び所在地

三　質量確定の方法の区分（特貨則第一条の二の三第一項各号に掲げる方法の別をいう。第七条第二項第三号において同じ。）

四　質量確定の業務の責任者の氏名及び職名

五　その他国土交通大臣が必要と認める事項

2　前項の届出には登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する者にあっては、国土交通大臣が指定する書類の添付をもって、当該添付に代えることができる。

3　第一項の規定による届出をしたコンテナの荷送人等（以下「届出荷送人等」という。）は、届出に係る事項を変更したとき又は質量確定に係る業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4　国土交通大臣は、第一項又は前項の届出を受理したときは、遅滞なく、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。ただし、届出の内容が軽微であるものとして国土交通大臣が認める場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

一　届出年月日及び届出番号

二　届出をした者の氏名又は名称

三　その他必要な事項

5　届出荷送人等は、第二条第四項に規定する質量確定業務実施手順書を質量確定を行う事業所ごとに備え置かなければならない。

6　国土交通大臣は、船舶航行上の危険防止のため必要があると認めるときは、届出荷送人等に対し、質量確定の業務の実施状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

7　国土交通大臣は、届出荷送人等が質量確定の業務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、期間を定めて質量確定の業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

（登録）

第七条　第二条第二項の登録（以下「確定事業者の登録」という。）は、コンテナの荷送人等の委託を受けて質量確定の業務を行おうとする者の申請により行う。

2　確定事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び法人番号

二　質量確定の業務を行う事業所の名称及び所在地

三　質量確定の方法の区分

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める者については、国土交通大臣が指定する書類の添付をもって、当該添付に代えることができる。

一　法人にあっては、定款及び登記事項証明書

二　法人にあっては、役員の氏名及び経歴を記載した書類

三　質量確定に用いる計量器の名称、数量、性能、保管場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類（特貨則第一条の二の三第一項第一号の方法で質量確定を行う場合に限る。）

四　質量確定の業務に従事する者の氏名を記載した書類

五　質量確定業務実施手順書

六　その他質量確定の業務の実施に関し必要な事項を記載した書類

4　次の各号のいずれかに該当する者は、確定事業者の登録を受けることができない。

一　第十三条の規定により確定事業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十一号。第十四条において「危険物コンテナ質量確定告示」という。）第五条において準用する第十三条の規定により確定事業者の登録を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号に該当する者があるもの

5　国土交通大臣は、第一項の規定により確定事業者の登録を申請した者が本邦内に住所又は事業所を有する者であるときは、その登録をしなければならない。

6　確定事業者の登録は、登録確定事業者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

三　国土交通大臣が第十三条の規定による質量確定の業務の停止の指示を行った場合には、当該停止に関する事項

四　その他国土交通大臣が必要と認める事項

7　国土交通大臣は、前項の登録確定事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の更新）

第八条　確定事業者の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第一項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、前条第二項中「国土交通大臣に」とあるのは「登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に、国土交通大臣に」と読み替えるものとする。